

食品の新たな機能性表示制度に係る食品表示基準（案）についての意見

日本生活協同組合連合会

条番号	項目	意見・理由
一	（全体についての意見）	<p>消費者庁は米国の表示制度について、消費者の健康保護、利益確保の観点から、より慎重な姿勢で検討し、食品表示基準（案）として整理したことを評価します。</p> <p>食品の新たな機能性制度の創設については、規制改革会議の主導により経済政策の観点から検討が始められた中で、消費者庁は、参考にすべしとされた米国の表示制度について、その問題点も踏まえ、消費者の健康保護、利益確保の観点から、より慎重な姿勢で検討し、食品表示基準（案）として整理したことを評価します。</p> <p>一方で、基準（案）に示された届出制度が形骸化してしまえば、米国のように、科学的根拠に基づかない商品が流通することによって、消費者の利益、さらには健康が損なわれるおそれがあります。</p> <p>適切な「機能性表示食品」が流通するよう、消費者庁は関係機関と連携し、届出事項および商品の表示や広告等の監視、指導を行うことを期待します。</p> <p>また、保健機能食品を除くいわゆる健康食品になされている、機能性を暗示させる表示、広告および商品名についての取締りの、さらなる強化を期待します。</p>
一	（全体についての意見）	<p>「機能性表示食品」や「健康食品」に期待される健康維持効果は小さいことについて、消費者に対するさらなる啓発が必要です。</p> <p>健康の基本は、バランスの良い食生活、また運動や休養といった適切な生活習慣によって得られるものです。それらを改善して得られる効果に比べると、「機能性表示食品」や「健康食品」による効果は小さいと考えますが、広告、マスメディアから発信される情報によって、実際以上の効果を期待している消費者が多くいると思われます。</p> <p>消費者庁は「機能性表示食品」や「健康食品」に期待される機能が消費者に正しく理解されるよう、関連機関と連携し、適切な情報を発信することにより、消費者啓発に努める必要があると考</p>

		えます。
第二条第十項	機能性表示食品	<p>消費者庁は企業からの届出事項を精査し、積極的に助言、指導を行うべきと考えます。</p> <p>機能性表示の要件のうち、安全性評価や機能性に関する研究レビューが適切に行われているか否かは、専門家による確認が不可欠です。また、確認されている有効性の根拠や影響の大きさと、表示しようとする文言との乖離がないことの確認も重要です。これらに関する情報を適切に取りまとめられるか否かは、事業者の力量によるところが大きいのと思われます。</p> <p>消費者庁は、厚生労働省、国立健康・栄養研究所、食品安全委員会等の関連機関や専門家と連携し、届出事項が要件を満たしているかを精査し、事業者に対して積極的に助言、指導を行うべきと考えます。</p>
第二条第十項	機能性表示食品	<p>届出事項は、定期的に更新される仕組みが必要と考えます。</p> <p>機能性関与成分の安全性や有効性に関する知見は、日々更新されます。</p> <p>しかし、それらの情報が機能性表示に対して否定的であったとしても、上市された商品の表示が見直されたり、販売が取りやめられたりすることは期待できません。</p> <p>よって、届出事項は定期的に更新される仕組みとし、消費者庁において、新たな情報が盛り込まれているかを確認する必要があると考えます。</p>
第二条第十項	機能性表示食品	<p>最終製品を用いた臨床試験の結果のみを根拠として、機能性表示を認めることについては、慎重な判断が必要と考えます。</p> <p>最終製品を用いた臨床試験で有効性が示された場合であっても、その機能性関与成分に関する他の研究レビュー結果が有効性を支持しない場合には、Totality of Evidence（肯定的・否定的内容を問わず全て検討し、総合的観点から肯定的といえるか）の観点からその臨床試験の結果は、有効性の根拠として不十分である可能性があると考えます。そのような場合に、臨床試験の結果のみを根拠として機能性表示が認められるか、慎重に判断する必要があると考えます。</p>

<p>第九条第七項(ロ)</p>	<p>表示禁止事項</p>	<p>機能性関与成分以外の成分については、その成分名のみを大きい文字で表示する等の場合も強調的な表示とみなし、そのような表示を禁止すべきと考えます。</p> <p>容器包装に大きい文字で表示された成分名やその含有量について、消費者は機能性を有すると誤解するおそれがあります。</p> <p>よって、機能性関与成分以外の成分について、成分名のみであっても、容器包装において大きい文字等で表示することは「成分を強調する用語」とみなし、禁止すべきと考えます。</p>
<p>—</p>	<p>(健康被害情報の収集、解析による安全性の確保)</p>	<p>行政機関における健康被害情報の収集、一元的な解析の体制の強化を推進してください。</p> <p>安全確保のために、健康被害が生じていないかの監視が重要です。消費者から消費生活センター等へ寄せられる苦情情報の質を高め、有効に活用するために、利用者への啓発、相談員が聞き取る必要のある情報の報告書式の定型化や相談員のサポート、解析手法の検討等を推進してください。</p> <p>また、行政機関に寄せられた情報を補完するために、事業者が収集した健康被害情報について、行政機関は報告を求めることができるような仕組みづくりも必要と考えます。</p> <p>さらに、情報を一元的に解析する体制の拡充も必要です。</p>